

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策事業(給食費高騰対策事業 その2)	①食料品価格等の物価高騰の影響を考慮し、義務教育学校の生徒の保護者が負担する給食費の物価高騰相当分を支援することで、保護者の経済的な負担を軽減する。 ②物価高騰相当分の賄材料費 ③前期課程272人分870千円、後期課程144人分553千円 【前期課程】870,400円 あらため 870千円 1年 50円×64回×37人=118,400円 2年 50円×64回×43人=137,600円 3年 50円×64回×39人=124,800円 4年 50円×64回×53人=169,600円 5年 50円×64回×51人=163,200円 6年 50円×64回×49人=156,800円 【後期課程】552,960円 あらため 553千円 7年 60円×64回×42人=161,280円 8年 60円×64回×53人=203,520円 9年 60円×64回×49人=188,160円 ④賄材料費に財源充当することで、保護者の負担を抑制する。なお、教職員に係る給食費は含まないものとする。	R8.1	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策事業(社会福祉施設物価高騰対応助成金)	①物価高騰の影響を考慮し、社会福祉サービスの継続した提供のため社会福祉サービス事業者に対して、支援金を交付する。 ②社会福祉サービス事業者に対する食料品価格等高騰分の支援 ③特養・老人ホーム施設 @500,000円×2カ所=1,000,000円 通所事業所 @300,000円×4カ所=1,200,000円 訪問、居宅事業所等 @200,000円×3カ所=600,000円 障がい者事業所 @200,000円×3カ所=600,000円	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策事業(給食費高騰対策事業)	①食料品価格等の物価高騰の影響を考慮し、義務教育学校の生徒の保護者が負担する給食費の物価高騰相当分を支援することで、保護者の経済的な負担を軽減する。 ②物価高騰相当分の賄材料費 ③前期課程270人分1,538千円、後期課程144人分1,000千円 【前期課程】1,537,470円 あらため 1,538千円 1年 30円×190回×37人=210,900円 2年 30円×190回×42人=239,400円 3年 30円×190回×39人=222,300円 4年 30円×190回×53人=302,100円 5年 30円×189回×51人=289,170円 6年 30円×190回×48人=273,600円 【後期課程】999,800円 あらため 1,000千円 7年 40円×178回×42人=299,040円 8年 40円×178回×53人=377,360円 9年 40円×165回×49人=323,400円 ④賄材料費に財源充当することで、保護者の負担を抑制する。なお、教職員に係る給食費は含まないものとする。	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策事業(公共施設電気料金等高騰対策補助金)	①燃料価格高騰の影響下において、住民サービス維持の観点から利用料への転嫁が困難な公共施設「平沢交流センター」の指定管理者の負担が増大していることから、電気料金の高騰分の支援を行い、負担の軽減を図る。 ②令和7年度中の月の電気料金の高騰対策にかかる経費 ③使用電力量1kWhあたりの支援単価額:4円 ※毎月支援額=実績使用量(kWh)×本事業支援単価 ・4月:72,435×4=289,740円 ・5月:66,216×4=264,864円 ・6月:76,873×4=307,492円 ・7月:84,023×4=336,092円 ・8月:91,059×4=364,236円 ・9月:84,561×4=338,244円 ・10月:72,608×4=290,432円 ・11月:71,682×4=286,728円 ・12月:76,418×4=305,672円 ○対象期間計 2,783,500円=2,783,000円 改め 2,800,000円 ④町内の公共施設の指定管理者(1事業者)	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策事業(水道事業会計負担金)	①物価高騰による家計への負担増を踏まえ、令和7年11月と12月の水道料金を免除することで住民全般を支援する。 ②町内の水道利用者の水道料金(水道事業会計への負担金のかたちをとる) ③免除額8,129千円のうち2,937千円(のべ1,986件 8,269千円) ④水道事業会計(水道利用者) なお、公共施設は対象外とする。	R7.11	R7.12

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策事業(水道事業会計負担金 予備費財源)	①物価高騰による家計への負担増を踏まえ、令和7年11月と12月の水道料金を免除することで住民全般を支援する。なお、公共施設は対象外とする。 ②町内の水道利用者の水道料金(水道事業会計への負担金のかたちをとる) ③免除額8,129千円のうち5,192千円(のべ1,986件 8,269千円) ④水道事業会計(水道利用者) なお、公共施設は対象外とする。	R7.11	R7.12
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策事業(新生児特別定額給付金)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰のなか、本町の将来を担う令和7年4月1日以降に出生した子を養育する父または母に対し、給付金を支給することで育児に係る経済的負担を軽減する。 ②出生時1人につき100千円の定額給付金 ③給付金(100千円×対象者22世帯(見込))=2,200千円 ④令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に出生し、本町で住民登録された子を養育する父または母で、令和7年4月1日時点で住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録している者。	R8.1	R8.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策事業(水道事業会計負担金 その2)	①物価高騰による家計への負担増を踏まえ、令和8年2月と3月の水道料金を免除することで住民全般を支援する。 ②町内の水道利用者の水道料金(水道事業会計への負担金のかたちをとる) ③免除額8,289千円 ④水道事業会計(水道利用者) なお、公共施設は対象外とする。	R8.1	R8.3
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策事業(がんばる受験生応援事業)	①エネルギー価格高騰が続く中で、高校受験を控える子どもがいる子育て世帯への支援を行う(暖房代相当) ②給付金 ③10千円×51人 ④高校受験を控える子どものいる家庭	R8.1	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策事業(農業水利施設電気料金高騰対策事業)	①農業水利施設に係る電気料金の高騰分を支援することで、土地改良区の経済的負担を軽減する。 ②令和3年を基準とし、令和7年1月から12月までの電気料金高騰分の1/4を補助(県補助1/2、町1/4) ③(R7: 8,982,671円-R3: 4,860,404円)×1/4=1,030,566円 改め 1,031千円 ④交付対象者: 土地改良区(1団体)	R8.3	R8.3